

## よくある質問と回答（指定校変更について）

令和5年11月1日

	質問	回答
Q1	指定校よりも隣の学区の学校の方が近いのですが、指定校変更できますか？	北区では、教育委員会が住民基本台帳の住所により、就学すべき学校を指定することとなっているため、原則として指定校に通っていただきます。指定校の変更は承認基準により審査をするため、近い学校に通わせたいという理由では指定校変更はできません。
Q2	指定校の通学路上に危険な箇所（踏切、見通しの悪い道、交通量の多い道等）があるのですが、「地理的事由」で指定校変更できますか？	「地理的事由」は指定校に通学するにあたり、幹線道路を横断しなければならない場合に限られます。 ※幹線道路：環状七号線、環状八号線、北本通り、明治通り、本郷通り、中山道 なお、通学路の安全対策として、学校関係者、PTA、警察署、区が協力して安全点検を実施し、協議のうえ交通指導員を配置するなど、安全の確保に継続して取り組んでいます。
Q3	幼稚園・保育園・小学校で仲の良かった友達と一緒に学校に行きたいのですが、指定校変更できますか？	仲の良い友人が行くからといった友人関係を理由とした指定校変更はできません。
Q4	指定校は通勤で使用している駅とは反対方向なので、迎えに行きやすい学校へ指定校変更できますか？	通勤等の利便性を理由とした指定校変更はできません。
Q5	下の子の保育園（等）の送迎の関係で園の近くの学校へ指定校変更できますか？	通園等の利便性を理由とした指定校変更はできません。
Q6	上の子が通っている学校へ下の子も通うことはできますか？	「きょうだい関係」を理由に指定校変更ができます。（受入れ制限校を除く。） 入れ違いで卒業する場合は指定校変更はできません。
Q7	保護者が就労していて、帰宅が遅いため隣の学区に居住している祖父母宅に預かってもらいます。指定校変更はできますか？ ※小学生対象	週3日、3時間以上勤務し、児童が帰宅する時間までに大人が帰宅できないことが勤務証明書等で確認できる場合は、預かり先の祖父母宅の住所地の指定校へ変更ができます。（受入れ制限校を除く。） 申請時には同居している大人全員の勤務証明書と預かり同意書が必要になります。また、状況により上記以外にも必要書類の提出を求める場合があります。
Q8	中学校入学後やりたい部活動があるのですが、指定校にはその部活動がないので、指定校変更できますか？ ※中学生（義務教育学校7年生含む）対象	指定校に希望する部活動がない場合、希望する部活動がある住所地から直線距離で最も近い学校への指定校変更ができます。（受入れ制限校を除く。）申請時には以下の注意点を確認のうえ、部活動希望調査票を提出してください。 ※入学したら、希望した部活動に必ず入部してください。 ※入学後、各校へ希望した部活動に入部しているか調査を行います。希望する部活動に入部しなかった場合、指定校変更を取り消し、指定校へ転校していただく場合があります。 ※入学後、希望する部活動の顧問教諭の異動等により休部・廃部になる場合があります。 ※通学方法は徒歩または公共交通機関を利用してください。 ※部活動希望調査票は希望校に提供します。

	質問	回答
Q9	王子桜中学校ラグビー部に入部したいのですが、指定校変更できますか？ ※中学生対象	王子桜中学校は現在指定校変更及び区域外就学の受入れを制限していますが、学校独自の特色ある活動を支援するため、ラグビー部に限り、入部希望を理由とする指定校変更の申請ができます。指定校変更を希望される場合は、学校支援課学事係へ連絡していただき、王子桜中学校との事前面談を行った後に、申請手続きを行う流れとなります。
Q10	現在、家を建設中（または購入、賃貸契約等）ですが、引っ越しが年度の中になります。年度のはじめからその学区の学校へ通えますか。	おおむね1年以内に転居することが確定しており、各種契約書等により、物件の住所、契約者、入居時期等が確認できる場合は指定校変更ができます。申請時には確認書を提出してください。 ※土地の購入だけでは、申請はできません。
Q11	いじめ（不登校）を理由に指定校変更をする場合の詳細を教えてください。	いじめやいじめが原因の不登校等のため、指定校に通学することが困難な場合など、学校及び関係機関への状況確認等で、指定校変更により解消される見込みがあると認められる場合、住所地から直線距離で最も近い学校への指定校変更ができます。（受入れ制限校を除く。） 新入学の場合は中学校入学時のみ適用します。在籍小学校、教育総合相談センター及び教育指導課に状況の確認等を行います。 在学年の場合は、在籍学校、教育総合相談センター及び教育指導課に状況の確認等を行うため、手続きに一定の期間が必要となります。